

第75回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 作文コンテスト実施要領

東京都推進委員会

1 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第75回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じ、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で33回目となります。

2 主催

“社会を明るくする運動” 東京都推進委員会

3 後援

東京都教育委員会、東京都公立小学校長会、東京都中学校長会、更生保護法人東京都更生保護協会、東京都保護司会連合会、東京更生保護施設連盟、東京更生保護女性連盟、東京都BBS連盟

4 応募規定

(1) 資格

東京都内の小学校、中学校に在学する小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部および中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）

(2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなどを題材としたものとします。

(3) 原稿の枚数、様式

ア 400字詰め原稿用紙3～5枚程度。

イ 応募する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可

(4) 応募先及び応募締切日

在籍する学校の所在地に対応する“社会を明るくする運動”各地区推進委員会宛て各地区推進委員会の定める締切日まで（締切日は各地区推進委員会によって異なります。）。

(5) 作品の公表に関する保護者の承諾

応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

(6) その他

ア 応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。なお、当推進委員会へ応募された作品については、中央推進委員会主催の作文コンテスト審査対象作品として取扱います。

- イ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出することはできません。
- ウ 応募に当たっては、氏名（ふりがな）、学校名、学年、作品名を明記してください。
- エ 上記規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。

5 推薦

(1) 推薦方法

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会は、管内の応募作品を取りまとめ、優秀な作品を選定の上、小学生・中学生別にそれぞれの応募総数に応じた推薦数（別表参照）の範囲内で推薦してください。推薦作品には、それぞれ原本1枚目に推薦票（別紙様式1）を添付し、小学生・中学生別に“社会を明るくする運動”作文コンテスト推薦書（別紙様式2）を添えて、東京都推進委員会に推薦してください。

(2) 推薦締切り

各地区推進委員会から東京都推進委員会宛て

令和7年9月19日（金）【必着・厳守】

6 審査方法

(1) 第一次審査

地区推進委員会から推薦のあった作品について、東京都推進委員会事務局において審査し、小学生の部及び中学生の部から各15点程度を選出します。

(2) 第二次審査

第一次審査により選出された作品の中から、第二次審査員が審査を行い、後記8の優秀賞及び佳作入賞作品を選出します。

(3) 審査基準

第一次審査・第二次審査いずれも、以下の基準に基づき審査します。

趣 旨	・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪や非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。 ・日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。
内 容	・自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。 ・自分の体験や経験に基づいているか。 ・具体例が挙げられているか。 ・創造性、独創性があるか。 ・読み手の心に響くものがあるか。
表 現 形 式	・読み手を引きつけるような文章であるか。 ・読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか。）。 ・効果的で工夫された書き方をしているか。 ・用字、符号の使い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

※ 作品の内容から、犯罪・非行と関係がある個人・団体等が特定されるもの・特定可能なもの、及び第三者や特定個人を傷つけるおそれのあるものについては、内容の全部又は一部を訂正等するなどして、公表しない場合があります。

7 第二次審査員（予定）

東京都教育委員会関係者、東京都公立小学校長会関係者、東京都中学校長会関係者、東京保護観察所長、更生保護法人東京都更生保護協会理事長、東京都保護司会連合会会長、東京更生保護施設連盟会長、東京更生保護女性連盟会長

8 表彰

(1) 優秀賞

- ・“社会を明るくする運動”東京都推進委員会委員長賞・・・小・中学生各1点
- ・東京保護観察所長賞・・・・・・・・・・・・小・中学生各1点
- ・東京都公立小学校長会会長賞・・・・・・・・・・・・小学生1点
- ・東京都中学校長会会長賞・・・・・・・・・・・・中学生1点
- ・更生保護法人東京都更生保護協会理事長賞・・・・・・・・小・中学生各1点
- ・東京都保護司会連合会会長賞・・・・・・・・・・・・小・中学生各1点
- ・東京更生保護施設連盟会長賞・・・・・・・・・・・・小・中学生各1点
- ・東京更生保護女性連盟会長賞・・・・・・・・・・・・小・中学生各1点

各賞について、推薦のあった地区推進委員会には12月上旬頃に報告します。

入賞者には、表彰式において、表彰状及び記念品を贈呈します。表彰式は、令和8年1月6日（火）に実施予定です。

(2) 佳作

第二次審査に選出された作品で、優秀賞からは選外となったものの、優秀と認められる作品については、佳作として選出し、優秀賞入賞者に対する表彰式実施後、表彰状と記念品を地区推進委員会経由で送付します。

9 参加学校に対する特別賞（第75回から新設の中央推進委員会における表彰）の推薦

本作文コンテストに参加する学校のうち、特に積極的な取組を行う学校（小学校・中学校各1校まで）に対し、特別賞（丸善まなびのつながり賞）として、表彰状及び副賞（図書寄贈）が贈呈されます。各地区推進委員会は、前記5により東京都推進委員会に推薦した作品の児童・生徒の在籍校の中で、本コンテストに積極的な取組を行っていると評され特別賞にふさわしい学校について、“社会を明るくする運動”作文コンテスト特別賞推薦書（別紙様式3）を用いて、推薦作品の送付にあわせて推薦してください。

特別賞の推薦については、各推進委員会において小学校、中学校それぞれ一校とします。当推進委員会事務局において、推薦内容等を踏まえて小学校及び中学校各1校を選定の上、中央推進委員会に推薦します。

なお、受賞校は作品に対する最優秀賞と併せて中央推進委員会において表彰式が行われる予定であり、学校名及び取組み内容等が報道機関、インターネット及び当推進委員会作成の作文集等に公表されることがあります。

＜積極的な取組の例＞

- ・児童・生徒の作品に対して担当教諭が丁寧な作文指導を行っていたり、優秀作品の朗読発表会を開催したりするなど、学校全体で本コンテストに対して積極的に取り組んでいる。
- ・「犯罪や非行のない地域社会づくり」や「犯罪や非行をした人の立ち直り」について考える授業を実施したり、保護司を始めとする地域の更生保護ボランティアや保護観察官を招いた特別授業を実施したりするなどして、児童・生徒に対して広く更生保護に関する学びの場を提供している。
- ・“社会を明るくする運動”強調月間において、生徒会があいさつ運動を実施するなど、更生保護活動への理解促進のための取組を行っている。
- ・その他本コンテストに参加するに当たって、他の学校の取組の参考となるような独創的又は先進的な取組を行っている。

10 奨励賞の推薦

作文コンテストに熱心に取り組んでいただき、作品を多く寄せていただいた学校に対して、奨励賞として東京保護観察所長感謝状を贈呈します。各地区推進委員会は、前記5により東京都推進委員会に推薦した作品の児童・生徒の在籍校の中で、下記の①又は②の基準を満たし、かつ、奨励賞にふさわしい学校について、“社会を明るくする運動”作文コンテスト奨励賞推薦書（別紙様式4）を用いて、推薦作品の送付にあわせて推薦してください。

① “社会を明るくする運動”作文コンテストに積極的に取り組み、50点以上の作文の応募を得た学校

② ①の基準に満たないが、東京保護観察所長感謝状の贈呈により、特にその取組に感謝の意を表するのがふさわしいと認められる学校

奨励賞についても、推薦のあった地区推進委員会には12月上旬頃に報告し、優秀賞受賞者に対する表彰式実施後、感謝状を地区推進委員会経由で送付します。

なお、上記9の特別賞を受賞した学校については、奨励賞の対象外といたしますが、特別賞及び奨励賞の推薦を重複して提出しても差し支えありません。

1.1 その他

(1) 応募作品の著作権は、主催者側に帰属するものとします。応募作品の二次使用は目的を犯罪予防活動に限り、二次使用の計画がある場合は、事前に後記12の照会先までご連絡ください。

(2) 応募作品は原則として返却しません。

(3) 優秀賞受賞作品について、作品名、氏名、学年、学校名を紹介し、受賞した作品の全部又は一部を掲載した資料を作成し、“社会を明るくする運動”の各関係機関に配布します。
作品の掲載に当たっては、明らかな誤字・脱字の修正、送りがなの補記、かな・漢字への変更を文意が変わらない範囲で一部修正することがあります。

佳作入賞者の作品名、氏名、学年、学校名及び特別賞を受賞した場合の学校名、取組内容並びに奨励賞を贈呈した学校名を資料に掲載する予定です。また、機関誌への掲載等、犯罪予防活動のために使用場合があります。

(4) 中央推進委員会主催のコンテストで入賞作品に選出された場合は、法務省HP等により公表される予定です。

1.2 本コンテストに関する照会先

“社会を明るくする運動”東京都推進委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京保護観察所 民間活動支援専門官室 TEL 03-3597-0123

FAX 03-5511-7220

(別表) 小学生・中学生の別に、下表のと通りの推薦数とする。

応募数	推薦数の上限
1点～50点	2点
51点～100点	4点
101点～200点	6点
201点以上	10点